

提案募集要項(公募型プロポーザル方式)

選定委員会 委員長
西宮市土木局長

1 業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 夙川公園桜の名所保全管理計画策定支援業務

(2) 業務目的

桜の名所夙川公園を未来にわたり保全するため、桜や松の生育状況や景観などに関する現況把握や評価・解析を行い、名所としての目標像やゾーニング、樹木管理や更新等の取組みについて設定する中長期的な保全計画の素案作成を行うもの。

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日迄

(4) 業務内容

①現状把握

公園の整備経緯、桜等広葉樹の健全度調査、土壌調査など

②解析・評価と課題の整理

植生や樹木の生育状況、景観特性、公園利用、周辺環境などの解析、課題整理

③計画内容の検討と設定

目標像とゾーニング、取組みの実施方針及び実施計画など

④意見聴収支援

⑤計画素案の作成

⑥報告書の作成

※詳細は別紙業務仕様書を参照

(5) 委託提示額

31,600,000円(税込)

(6) 業務実施上の条件

①支払い条件

令和5年度末は別紙業務仕様書の第17条・業務項目で定める「1. 現況把握」と「2. 解析・評価と課題の整理」に対する出来高払いを、予算の範囲内23,600千円を上限として支払う。

令和6年度は履行期間末業務完了時には残額を支払うが、令和6年度業務について履行期限前に全ての業務が完了したことを発注者が確認し、かつ受託者から請求があった場合には、請求を受けた日から30日以内に残額を支払うものとする。

②契約保証金

契約締結時に、契約金額の100分の5以上を契約保証金として西宮市に納付すること。

(7) 業務所管課及び問合せ先

西宮市 土木局 公園緑化部 花と緑の課 緑化推進チーム

Tel: 0798-35-3682 E-mail: hana@nishi.or.jp

(8) 選考スケジュール

項目	日程	備考
募集開始	令和5年5月11日(木)	HP公開
質問書の提出期限	5月16日(火)	E-mailでのみ受付
質問への回答	5月18日(木)	HP公開
参加申込書等の提出期限	5月22日(月)	参加申込書、営業所表、技術資料
企画提案者承認審査(書面審査)	5月23日(火)	
書類審査結果通知兼 プレゼンテーション審査案内	5月26日(金)	E-mailにて通知
企画提案書等の受付開始	5月26日(金)	業務実施方針・工程表、提案事
企画提案書等の提出期限	6月8日(木)	項、見積書・内訳書
プレゼンテーション審査	6月13日(火)	予備日6月14日(水)
審査結果通知	6月19日(月)	予定
契約締結	7月上旬	予定

2 参加申込書に関する事項

(1) 提出書類

下記の書面を正副2部提出すること。

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 技術資料(様式第2号) ※添付資料含む
- ③ 委任状(様式第3号)

(2) 提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 : 令和5年5月22日(月) 17時30分迄
- ② 提出場所 : 西宮市土木局公園緑化部花と緑の課(西宮市役所第二庁舎9階)
- ③ 提出方法 : 持参もしくは郵送可

※持参の場合は土・日・祝日を除く9時から17時30分までに、郵送の場合は書留郵便等の記録が残る方法で提出すること。事故等による未着について、市は一切の責任を負わない。

(3) 参加申込の資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 西宮市より指名停止措置を現に受けている者でないこと。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 令和5年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ⑨ 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)において「都市計画及び地方計画部門」又は「造園部門」の登録を有する者であること。
- ⑩ 平成20年4月1日から令和5年3月31日迄の間に、樹木管理計画の検討を目的とした業務、又は樹木診断を行う業務を元請として受注した実績があること。ただし公共施設を対象とした業務に限る。

(4) 質問の受付・回答

募集要項や業務仕様書等に関する質問は、様式第4号の質問書により令和5年5月16日(火)まで受け付ける。1.(7)に記載するE-mailアドレスに送付すること。

回答は令和5年5月18日(木)中にホームページにて掲載する。

3 企画提案者の資格審査に関する事項

(1) 企画提案者としての承認基準

2.(3)参加申込の資格要件に定める参加資格を審査の上、下表による評価結果に基づき上位の5者を企画提案者として承認する。なお、参加資格要件を全て満たす応募者(以下、「有資格応募者」という。)数が5者以下の場合は、全ての有資格応募者を企画提案者として承認する。また、同点となり、上位より5番目の評価点の者が複数となった場合、当該有資格応募者を全て企画提案者として承認する。

【 表 企画提案者承認基準 】

評価項目	評価事項	評価・配点	配点
提案者の経験・能力等	主たる営業所	A.(5点)本店(本社)西宮市内にある	5
	同種又は類似の業務実績の有無	A.(5点)同種業務(受託金額500万円以上)及び類似業務の実績有り B.(3点)同種業務及び類似業務の実績有り C.(1点)同種業務の実績有り	5
配置予定技術者の経験・能力	管理技術者と担当技術者が保有する資格	A.(5点)技術士、樹木医、RLA B.(3点)技術士、樹木医 C.(1点)技術士	5
	管理技術者の同種又は類似の業務実績の有無(実績は管理技術者又は担当技術者として従事したもの)	A.(5点)同種業務及び類似業務の実績有り B.(3点)同種業務の実績有り C.(1点)類似業務の実績有り	5
	担当技術者(主任)の同種又は類似の業務実績の有無(実績は管理技術者又は担当技術者として従事したもの)	A.(5点)同種業務及び類似業務の実績有り B.(3点)同種業務の実績有り C.(1点)類似業務の実績有り	5

※担当技術者(主任)は、本業務に従事する1名の主たる担当技術者とする。

※同種及び類似の業務の定義は下記とする。なお同種又は類似業務への該当を確認するため、テクリス及び仕様書の写しを提出すること。

■同種業務：平成20年4月1日から令和5年3月31日迄の間に、樹木管理計画の検討を目的とした業務を元請として受注した実績。ただし公共施設を対象とした業務に限る。(公園整備・改修等の計画や設計業務で検討する管理項目等は対象としない)

■類似業務：平成20年4月1日から令和5年3月31日迄の間に、樹木診断を行う業務を元請として受注した実績。ただし公共施設を対象とした業務に限る。

※評価対象とする資格の定義は下記とする。なお同種又は類似業務への該当及び従事を確認するため、テクリス及び仕様書の写し、また技術者の従事を証する書面(テクリス又

は配置技術者届など)の写しを提出すること。

- 技術士：技術士法に規定する総合技術監理部門(選択科目は都市及び地方計画に限る)又は建設部門(都市及び地方計画に限る)
- RLA：登録ランドスケープアーキテクトの略称で(一社)ランドスケープコンサルタ
ンツ協会により付与されたもの
- 樹木医：(一社)日本緑化センターにより付与されたもの

(2) 承認結果に関する事項

企画提案者としての承認結果は、令和5年5月26日(金)17時迄に書面にてE-mailにより、各応募者へ通知する。

4 企画提案書に関する事項

(1) 提出書類

下記の書面を提出すること。

- ①企画提案書鏡(様式第5号、正本1部)
- ②業務実施方針・業務工程表(任意様式、A4サイズ1枚以内、正本1部・副本7部)
- ③提案事項 2テーマ(任意様式、テーマ毎にA4サイズ2枚以内又はA3サイズ1枚以内、正本1部・副本7部)
- ④見積書・内訳書(任意様式：正本1部)

※②及び③の副本には、企画提案者の名称、及び企画提案者を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。

(2) 提案事項の記載事項

(提案背景)

夙川公園は、夙川の松の河畔林を昭和7年から昭和12年にかけて公園として整備し、さらに昭和24年には約1000本のソメイヨシノを植栽した歴史を持つ。保全された松林に桜が加わり独特の景観が形成され、今日の阪神間を代表する桜の名所に発展したが、一方で樹木の老木化・巨木化、桜と松の異なる生育条件、住宅地が近接する立地条件を背景に、桜と松の良好な景観の継承、樹木の健全な生育、公園利用や周辺環境に対する安全確保の課題に面している。

こうした状況から、本市では既存植生や歴史的経緯、公園の空間構成等を踏まえた望ましい景観と、桜の健全な生育環境確保や危険木の伐採・植替え等課題への取組みとのバランスを取りながら目標像を設定し、長期的な視点を持って保全の取組みを進めていく計画策定が必要と考えている。

【提案事項①】樹木の評価・解析の取組方針

膨大な量の樹木が生育する中で、課題に対する樹木管理等の取組みを効果的に実施していくためには、取組みの実施対象の選定や優先度の考え方の整理を見据えた樹木の現況把握が重要と考えている。この視点を踏まえ、樹木(桜と松)の生育環境・生育状況の現況

の認識と、業務で取組む現地調査や評価・解析の方針について記述すること。

【提案事項②】 景観の評価・解析の取組方針

夙川公園は桜と松の独特の景観を有し、そして多くの市民が関心を持つ本市のシンボルであることから、客観的な景観の目標像の設定が重要と考えている。この視点を踏まえ、景観特性の現況の認識と、業務で取組む評価・解析の方針について記述すること。

※提案では本業務の仕様で定めるイメージ平面図・断面図等の作成を求めるものではなく、提案事項の作成上図等が必要な場合、過去の同種業務等で作成したものを使用しても構わない。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 : 令和5年6月8日(木) 17時30分迄
- ② 提出場所 : 参加申込書提出の規定と同様
- ③ 提出方法 : 参加申込書提出の規定と同様

(4) 提案のプレゼンテーション

企画提案書の提出後、6月13日(火)(予備日6月14日(水))にプレゼンテーションを行い、提案を説明すること。プレゼンテーションに欠席した場合は、委託に応じる意思が無いものとみなす。

① 実施日(予定)

令和5年6月13日(火)(予備日6月14日(水))

※各応募者につき説明時間は20分以内、質疑応答は10分以内を予定。

※実施場所・時間は各企画提案者に5月29日(月)中にE-mailにより連絡予定。

② 実施場所(予定)

西宮市役所第二庁舎内会議室

③ 出席者

※配置予定の管理技術者及び担当技術者は出席し、人数は4名以内とする。

※本市における新型コロナウイルスの感染状況によりWEB会議とする場合有り。

(5) 企画提案書の評価基準

企画提案書については、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を元に、3.(1)企画提案者承認基準の点数（最大25点）と下表の企画提案書評価基準の点数（最大75点）の合計点数（最大100点）により評価する。

【表 企画提案書評価基準】

評価項目	評価事項	評価・配点	配点
企画提案能力	業務実施方針・工程表	理解度・妥当性等を踏まえて評価 A. 5点、B. 4点、C. 3点、D. 2点、E. 1点	5
	テーマ1 樹木の評価・解析の取組方針	提案の的確性、具体性、実現性等を踏まえて評価 A. 25点、B. 20点、C. 15点、D. 10点、E. 5点	25
	テーマ2 景観の評価・解析の取組方針	提案の的確性、具体性、実現性等を踏まえて評価 A. 25点、B. 20点、C. 15点、D. 10点、E. 5点	25
見積金額	見積金額の多寡	全提案者中最低見積金額／当該見積金額×10	10
プレゼンテーション	説明内容	的確性・具体性等を踏まえて評価 A. 5点、B. 4点、C. 3点、D. 2点、E. 1点	5
	説明態度	意欲・姿勢等を踏まえて評価 A. 5点、B. 4点、C. 3点、D. 2点、E. 1点	5

5 企画提案者の選定に関する事項

(1) 企画提案者の選定

西宮市土木局公園緑化部プロポーザル方式業者選定実施要綱第14条に基づき、選定委員会の審査を経て採用する企画提案者を選定する。

最大の評価点数を獲得した企画提案者を受託候補者として選定するが、最高点数提案者が複数あった場合は選定委員会の議決により選定する。また、最高点数を獲得した提案者と契約を締結できない事由が生じた場合は、これに次ぐ点数を獲得した提案者を受託候補者として選定する。

採用された企画提案者（以下「選定者」という。）に対しては、提案が採用された旨を書面にてE-mailにより、選定委員会（所管課）から通知する。

(2) 不採用理由に関する事項

採用されなかった企画提案者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面にてE-mailにより、選定委員会（所管課）から通知する。

6 選定者に関する事項

所管課と選定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。所管課は、業務仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で、当該業務の契約を契約管理課に依頼し、選定者と随意契約により契約を締結する。

7 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び企画提案者に承認された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び企画提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (4) 提出期限後における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 企画提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できない。
- (7) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。

以 上